給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

京都府京丹後市網野町下岡280番地の３
再生債務者　袖中　康夫

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日　京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（再ロ）第１号

秋田県大仙市堀見内字西穴沢３番地２
再生債務者　吉田　峻弥

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月14日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（再ロ）第２号

兵庫県川西市平野２丁目７番10―303号
再生債務者　下村　行佳

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日　奈良地方裁判所

平成２５年（再ロ）第１０号

札幌市中央区南26条西７丁目２番10―703号
再生債務者　青山　大輔

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月14日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１００４号

東京都清瀬市竹丘２丁目31番26号
再生債務者　霜村　昌男

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（再ロ）第６号

大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番62号
再生債務者　澤田　伸也

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号

香川県坂出市府中町5296番地６
再生債務者　高橋　啓司

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年１月15日　高松地方裁判所丸亀支部

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成26年１月23日

		警察共済組合
就職	監事（非常勤）	石田　高久
退職	〃（〃）	北村　博文
	以上	平成26年１月10日付

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十六日
掲載頁　一二六頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十六日
掲載頁　七十九頁（号外第一三六号）
平成二十六年１月二十三日
埼玉県川口市芝１丁目三八番１号
（甲）ネッツトヨタ東埼玉株式会社
代表取締役　飯塚　素久
埼玉県鴻巣市下忍三九五１番地１
（乙）ネッツトヨタウエスト埼玉株式会社
代表取締役　飯塚　素久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十一日
掲載頁　一二五頁（号外第一五二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十一日
掲載頁　一〇八頁（号外第一五二号）
平成二十六年１月二十三日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号
（甲）太陽石油株式会社
代表取締役　岡　豊
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号
（乙）太陽石油化学株式会社
代表取締役　金　**[illegible]**準

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年二月二十五日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年一月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　東海愛知新聞
掲載の日付　平成二十六年１月五日
掲載頁　二頁
（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年１月二十三日
愛知県岡崎市森越町字山伏七番地１
（甲）株式会社川口工業
代表取締役　川口　馨
愛知県岡崎市森越町字山伏七番地１
（乙）有限会社キタック
代表取締役　川口　馨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://www.gdk.co.jp/
平成二十六年１月二十三日
京都市右京区梅津南広町四六番地二
（甲）シライ電子工業株式会社
代表取締役社長　小島　甚昭
埼玉県三越市芳野台１丁目１〇三番地六〇
（乙）グロリヤ電子工業株式会社
代表取締役会長　小島　甚昭

第38期決算公告

平成25年12月12日
東京都武蔵野市境南町１丁目11番４号
秋本電気工事株式会社
代表取締役社長　秋本　文晃

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,432
	固定資産	8,320
	合計	59,752
負債及び純資産の部	流動負債	3,213
	株主資本	56,539
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,539
	(利益準備金)	(2,500)
	(その他利益剰余金)	(44,039)
	合計	59,752

(注)　当期純損失　24,283千円